

## 第12期 第1回檜山地区海面利用協議会 議事概要

### 1 開催の日時及び場所

日時：令和6年3月28日（木）13：30～14：30

場所：檜山合同庁舎3回 301 会議室

### 2 出席委員氏名

松崎 敏文、斉藤 政人、山崎 利勝、坪田 大輔、仲澤 嘉彦、田畑 明

（欠席委員氏名：久貴谷 英二）

### 3 臨席者氏名

江差海上保安署 中塚地域犯罪対策官

檜山海区漁業調整委員会 日光事務局長、駒形主事

檜山振興局 佐々木水産課長、村山漁業管理係長、土門技師、小仲主事

### 4 議題

- （1）クロマグロ遊漁の規則と周知について
- （2）遊漁船業の適正化に関する法律の改正について
- （3）シラスウナギ（特定水産動植物）について
- （4）その他

### 5 議事の顛末

村山係長： ただいまから、第12期第1回檜山地区海面利用協議会を開催いたします。

開催にあたり、檜山振興局産業振興部水産課長より御挨拶申し上げます。

佐々木課長： 挨拶（略）

村山係長： 座長は、松崎委員にお願いいたします。

松崎委員： 皆様の忌憚のない意見を伺いたいと思います。それでは、議題1クロマグロの遊漁について、事務局から説明願います。

村山係長： 議題1クロマグロ遊漁の規制と周知について御説明いたします。資料1をご覧ください。国は、クロマグロについて、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制を導入しました。

現状、大部分の遊漁者は水産庁のホームページを確認し、最新の情報を得ながら釣りをしています。しかし、規制を知らない・規制を守らない一部の遊漁者がおり、違反者から聞き取りをすると、「詳しく知らなかった」「行政はもっと周知すべき」と釈明する事例が多いところです。

遊漁船の場合は、利用客が委員会指示違反となりますが、遊漁船業者は、法で利用者に「周知させる義務」があるので、遊漁船業者が法令違反となる可能性があり、いろいろな機械を通

じ遊漁船業者の皆様にはお知らせしているところです。

今回、委員の皆様から御意見を伺いたいことは次のとおりです。

遊漁船業者は道で登録状況を把握していますが、プレジャーボートは水産庁で所有者を把握していないため、個別に周知する方法がありません。そのため、

(1) プレジャーボートへ個別に周知する方法

(2) 現在のクロマグロ遊漁の周知先である遊漁船業者、マリーナ及び釣り具店の他に、周知先として加えるべき場所について

以上2点について、御意見を伺いたいと思います。

松崎委員： 我々漁業者は、かなり厳しい規制の中でクロマグロの採捕をしています。遊漁者の皆さんには速やかな漁獲の報告をお願いしたいと思います。プレジャーボートの所有者も、ルールを守り報告して欲しいと思います。

坪田委員： 遊漁船については、お客さんが漁獲の報告をするため、遊漁船業者は報告しませんが、規則の周知はしています。

仲澤委員： SNS の発達によりほとんどのプレジャーには周知できていると感じています。他にできることは新聞等での周知ではないかと思われます。

田畑委員： 海洋丸のトイレの前など、プレジャーボート使用者の目に付きやすい場所にポスターを掲示するなどしてはいかがでしょうか。

松崎委員： 皆で協力して、プレジャーボート使用者への周知をしていくとよいと思います。

村山係長： 他に御意見・御質問はありませんか。

委員一同： ありません。

松崎委員： 議題2について、事務局から説明します。

村山係長： 議題2 遊漁船業の適正化に関する法律の改正について、資料2をご覧ください。

令和5年6月に、遊漁船業を営む根拠である「遊漁船業の適性化に関する法律」を改正し公布しました。更に、施行については令和6年4月1日とし、1月中旬から、全国で遊漁船業者向け説明会を開催しているところです。

内容について、水産庁作成のパンフレットで説明いたします。別紙をご覧ください。

大きく変わるのは2点。1点目は、利用者の安全性向上のため、遊漁船業者及び遊漁船業務主任者に新たな責務が生じること、2点目は、地域の水産業との調和を図るため、遊漁船業に関する協議会を創設できるようになったことです。

1点目、遊漁船業者の新たな責務について御説明します。

(1) まず、新たな業務規程の作成についてです。新たに、利用者の安全管理に関する業務や、従事者への教育の実施に関する業務などを明記することが必要となりました。

また、今までは遊漁船業者の登録後、営業開始までに業務規程を届出する扱いでしたが、今後は登録更新時の必要書類となっております。

なお、現在全ての遊漁船漁業者の登録を受けている事業者は、令和6年9月までに業務規程の再作成・提出をすることとなっております。

(2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等についてです。遊漁船業務主任者の新たな責務は、出航前の検査、出航判断等に関する意見を述べること、利用者に対する安全確保のための指導・助言、瀬渡し等の場合の安全管理及び乗務記録の作成です。このほか、遊漁船業務主任者に選任されるために必要な実務研修の日数が、従来の10日から30日に延長されました。

また、実務研修の実施者について、改正前は実務経験の規定がありませんでしたが、改正後は遊漁船実務主任者として1年以上の実務経験を有する者となりました。

遊漁船業務主任者の欠格要件についても厳しくなり、都道府県知事の業務改善命令により遊漁船業務主任者を解任された場合、遊漁船業務主任者になることができない期間が従来の2年間から5年間に延長されました。

(3) 重大な事故が発生した際の都道府県への報告について、今後は法令で報告が義務づけられることとなりました。

(4) 利用者の安全確保等に関する情報の公表について、利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する情報を、原則インターネットにより公表することとなりました。

(5) 損害賠償措置保険の加入について、改正前は定員1人あたり3,000万円以上でしたが、改正後は定員1人あたり5,000万円以上の保険に加入することとなりました。

(6) 遊漁船業者登録票の掲示ですが、改正前は、営業所に掲示することとされていましたが、改正後は原則インターネットにより公表することとなりました。

また、遊漁船業者が安全確保等に問題があると判断された場合、登録の有効期限の短縮、登録・更新時の欠格期間の延長と拒否要件の追加及び業務改善命令違反に対する罰則の引上げが変更点となります。

続きまして、2点目、遊漁船業に関する協議会制度について御説明します。

資料2の2ページをご覧ください。現在、遊漁船業者と漁業者の話し合いの場がなく、トラブルとなる可能性があるため、国は協議会制度を創設し、必要に応じて協議する場を設けました。

協議会の範囲は、各地区の海面利用協議会の規模を基本とし、構成員は遊漁船業者、各漁協、都道府県を基本としています。なお、想定される協議事項などは記載のとおりです。

今回、委員の皆様から御意見をいただきたいこととしまして、

①遊漁船業者又は漁業者から開催の要望があった場合、振興局で内容を精査した上で、必要に応じ、年1回程度、振興局単位で協議会を開催することを想定しておりますがよろしいでしょうか。また、協議会の構成員となる遊漁船業者は、営業所の登録振興局を基本としますが、営業海域の振興局協議会にも参加可能とすること、協議会の日程は、道ホームページで周知するほか、営業所の登録振興局の遊漁船業者・漁協には郵送やメールで通知することを想定しておりますがこのようなあり方でよろしいでしょうか。

②構成員の参加について、遊漁船業者・漁業者の参加は強制できませんが、多くの方に参加

してもらおうためのアイデアがございませんでしょうか。

③本協議会は、強制力や罰則はないことから、実効性が乏しいことが想定されます。そこで、有効活用のためのアイデアがございましたら伺いたと思います。

以上3点について、皆様からの御意見をいただければと思います。

松崎委員： 事務局から説明のあった①から③について、御意見・御質問はありませんか。

田畑委員： この協議会制度は強制ではないとのことですが、事務局としては、協議会の開催をすべきであるとお考えなのではないでしょうか。

佐々木課長： 引き続き貴重な意見交換の場であるこの海面利用協議会を有効活用することを基本としますが、別に協議会開催の必要性がある場合は、協議会を開くということも1つの方法なのではないかと感じています。

田畑委員： 海面利用協議会后、引続き同じメンバーで協議会を開催するという方法がよいのではないのでしょうか。なかなか意見を言いづらいこともあると思いますので、振興局には、前もって遊漁船業者及び漁業者の意見を集約し、年1回程度の開催をしていくとよいと思います。

松崎委員： コロナ渦が明け、遊漁者が多くなっていると感じます。それに伴いトラブルも増加すると想定されますので、意見交換の場は必要なのではないかと感じますがいかがでしょうか。

村山係長： 他に御意見・御質問はありませんか。

委員一同： ありません。

村山係長： では、協議会については必要に応じて開催するというところでよろしいのでしょうか。

委員一同： 問題ありません。

松崎委員： では、次の議題に移ります。事務局より説明をお願いします。

村山係長： 議題3 シラスウナギ（特定水産動植物）について説明いたします。資料3をご覧ください。

令和2年12月1日から、特定水産動植物であるアワビ・ナマコの採捕が禁止されましたが、3年間の猶予がもうけられていたシラスウナギが令和5年12月1日から採捕禁止となりました。道内では漁業が成り立つほどの資源は確認されていませんが、河口域で生息が確認されていますので、遊漁者・漁業者が違法に採捕したり間違っ採捕したりしないよう、周知を行っております。

説明は以上になります。

松崎委員： 議題3について、御意見・御質問はありませんか。

委員一同： ありません。

松崎委員： 他に御意見などありますでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

松崎委員： 本日の会議は、これをもちまして終了します。